

田野町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 5 月

田野町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

近年、学校を取巻く環境が複雑化・多様化しており、教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号。）第 2 条第 2 項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の業務量は増加傾向にある。

教育職員の業務の適正化と健康の維持に取り組むことで、教育の質の向上を図り、町教育振興基本計画に掲げた目標の達成に繋げることを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 田野町の現状

当町では、令和 2 年 3 月に「田野町立学校職員の服務に関する規則」を改訂し、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、当町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和 6 年度は以下のとおりであった。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
田野小学校	月 43 時間 58 分	44.05%	8.93%
田野中学校	月 32 時間 26 分	39.44%	1.67%

時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が小学校で約 44%、中学校で約 40% と非常に多くなっている。また、小学校では約 1 割の職員が月 80 時間を超過しており、過度の負担がかかっている状況となっている。これは近年の教育職員不足により新規採用教育職員の転入が増加したことで、研修や教材準備等で当該職員並びに管理職の時間外在校等時間が増加したことが主な要因であると考えられる。加えて中学校においては、部活指導の業務があることから部活の顧問となった教育職員については時間外在校時間が増加する傾向がある。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。【令和 7 年度：14.1 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者ゼロを維持する。【令和 7 年度：0 人】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値 100 以下を維持する。

【令和 7 年度：77】

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 10 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

2 に掲げる目標の達成に向け、以下の内容に重点的に取り組むこととする。

(1) 「学校と教師の業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア、学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

放課後子ども教室や地域学校協働事業等を活用し、児童生徒と地域の方がふれあう機会を創出することで、地域全体で子どもたちを見守っていくという機運を高め、日常的に声掛けができる環境づくりに取り組む。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

中芸広域連合少年育成センターが定期的に巡回を実施してるので、その活動に委ねることとする。また、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者の責任において行うべきであることの周知を図る。

③地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

地域学校協働活動推進員を配置し、関係者間の定型的な連絡調整等については推進員が担うことで、地域のことをまだよく知らない新任の教育職

員であっても、地域人材の発掘や事前調査に時間をとられることなく充実した地域学校協働活動が行える環境を整備する。

イ、教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計への回答

校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。また、令和7年度に設置された中芸学校事務支援室との連携により学校事務体制の見直し・改善に取り組む。

②学校の広報資料、ウェブサイトの作成・管理

③ＩＣＴ機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理

教育委員会と連携しながら、事務職員及び支援員が中心となっていっつ、実情に応じて教育委員会の情報教育担当者やＩＣＴに長けた町職員等も活用するとともに、民間事業者等への委託も検討する。

④校舎の開錠・施錠

機械警備の導入・外部委託を通して教育職員の負担軽減を図るとともに、特定の職員に責任や業務負担が集中しない環境を引き続き整備する。

⑤校内清掃

清掃業務の実施方法について、範囲や頻度の見直しを行うとともに、体育館やグラウンド等社会教育活動で地域に開放している施設については、利用団体にも協力していただくことで負担軽減を図る。

⑥部活動

田野町学校部活動ガイドラインで定めた活動時間（原則、平日2時間を週4日、休日3時間を週1日）を遵守する。また、外部人材の活用や学校部活動から文化協会・体育会・スポーツ少年団等の社会教育団体が運営している地域活動への移行を推進する。

ウ、教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備、学習評価や成績処理

教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については、各校に多忙化解消支援員を配置し業務支援を行う。また、デジタル教材の活用を推進し、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

②支援が必要な児童生徒・家庭への対応

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門職を配置し校内支援体制の強化を図る。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

ア、各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、原則として標準授業時数の範囲内で編成することとし、年度当初計画において標準授業時数を超過して編制されている場合には、その事由等について教育委員会と協議し必要に応じて見直しを行う。

イ、当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等については、廃止の検討も含めて見直し行う。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア、ストレスチェックの受診率を 100%にし、実施後の分析結果等を活用して職場環境の改善を推進する。

イ、時間外在校等時間が月 80 時間を超える長時間労働により過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員は、医師等の面接指導を実施するなど必要な取組を行う。

ウ、長期休業期間中に 1 週間程度の学校閉庁日を設ける。

エ、子どもの行事など私的な事情等においても、気兼ねなく休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに取り組み、計画的な休暇取得を促す。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 教育職員の時間外在校等時間の把握と情報公開

取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、町教育委員会のホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

(2) 休暇取得状況調査及びストレスチェックの実施と状況分析

休暇取得状況の調査及びストレスチェックの分析レポート等により教育職員のメンタルヘルスの状況を把握する。

(3) 教育職員への計画の周知と研修

各学校において本計画の取組が進むよう、様々な機会を捉え本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメントやメンタルヘルス等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(4) 取組の適正実行の確認及びフォローアップ

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(5) 保護者や地域への周知

保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。